第十七条第三項第四号中「第二十七条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。

第十七条第三項第三号中「第二十五条第一項」を「第五十条第一項」に、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

第十七条第三項第二号の次に次の一号を加える。

三　認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五十三条の規定に違反したとき。

第十七条第三項に次の一号を加える。

十一　認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十七条の規定に違反したとき。

第十七条第四項中「都道府県知事及び」を「機構及び」に、「当該都道府県知事」を「機構」に改め、同条第五項中「第十九条の二第一項」を「第二十条第一項」に、「都道府県知事に対して」を「機構に対して」に、「失効情報の」を「署名用電子証明書失効情報の」に、「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に、「当該都道府県知事」を「機構」に改め、同条第六項中「都道府県知事」を「機構」に改め、同条の前に次の款名を付する。

第二款　署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供

第十八条の見出し中「失効情報」を「署名用電子証明書失効情報」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「機構」に、「第十九条の二第一項」を「第二十条第一項」に、「失効情報」を「署名用電子証明書失効情報」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「機構」に、「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中「都道府県知事」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に、「及び第二項」を「又は第二項」に、「失効情報及び」を「署名用電子証明書失効情報又は」に、「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に改め、同項第一号中「第十九条の三、第二十五条第三項又は第二十六条第三項」を「第二十一条、第五十条第三項又は第五十二条第四項」に改め、同項第二号中「第二十五条第三項」を「第五十条第三項」に改め、「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、同項第三号中「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に改め、同項第四号中「第二十五条第三項」を「第五十条第三項」に改め、「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に改め、同項第五号中「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、「第二十五条第三項」を「第五十条第三項」に、「第二十八条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「都道府県知事」を「機構」に、「前二項」を「前三項」に、「失効情報及び」を「署名用電子証明書失効情報」に、「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に改め、同項第一号中「第十九条の二第一項」を「第二十条第一項若しくは第二項」を「第五十条第一項又は第五十二条第一項から第三項まで」に改め、同項第二号中「第二十五条第一項」を「第五十条第一項」に、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、同項第三号中「第二十七条第一項」を「第五十四条第一項」に、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、「第二十七条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同項第五号中「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、「第二十五条第一項」を「第五十条第一項」に、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同項に次の一号を加える。

六　署名検証者等が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、第三十七条第三項の規定により同条第一項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は同条第二項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止されたとき。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　機構は、署名検証者が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、当該署名検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一　利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき　第五条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号

二　署名利用者について当該署名利用者に係る第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき　第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る同項に規定する利用者証明用電子証明書の発行の番号

第十九条第一項中「利用者から当該利用者に係る利用者署名符号」を「署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符号」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号」を「署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号」に改め、同条第二項中「利用者から」を「署名利用者から」に、「電子証明書を」を「署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号を」に、「電子証明書と」を「署名用電子証明書と」に、「電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号」を「署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号」に改める。

第六十六条中「前条」を「第七十五条及び前二条」に、「同条」を「各本条」に改め、同条を第七十九条とする。

第六十五条第一項中「第五十六条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、「第十七条第一項第五号」の下に「又は第六号」を加え、同条第二項中「第五十六条第二項」を「第六十六条第二項」に、「署名検証者又は団体署名検証者」を「署名検証者若しくは団体署名検証者又は利用者証明検証者」に改め、同条を第七十八条とする。

第六十四条中「指定認証機関」を「機構」に改め、同条第一号中「第四十五条」を「第四十条」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項又は第二項」を「第四十三条第一項」に、「これら」を「同項」に改め、同条第三号を削り、同条を第七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十七条　第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十三条を削る。

第六十二条中「第二十二条、第二十三条、第二十七条第一項」を「第四十七条、第四十八条、第五十四条第一項」に、「第四十一条第一項若しくは第二項」を「第五十五条」に改め、同条を第七十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十五条　第六十三条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条第一項中「都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書」に改め、同条を第七十三条とする。

第五章中第六十条を第七十二条とし、第五十九条を第七十一条とし、第五十八条を第七十条とする。